

土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
①	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二に基づき、商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。</p> <p>ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場（建築物の屋内又は屋外に150台以上） ・ 地域防犯への取組に供する施設 ・ 地域防災への取組に供する施設 ・ 地球温暖化対策への取組に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
②	港北区 菊名七丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二に基づき、準住居地域に建築することができる建築物で、隣接する休日急患診療所等の周辺環境と調和したものとします。</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化されたオープンスペース（敷地南西部に事業者が設置・管理 100 m²程度） <p>※ 設置・管理の方法は、応募者の提案によるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献に供する施設（子育て支援、防災機能等） <p>※ 内容は、応募者の提案によるものとします。</p> <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>

<p>③</p>	<p>青葉区 藤が丘一丁目 土地</p>	<p>(1) 募集用途</p> <p>公益的施設（診療所・幼稚園・デイサービス・老人ホーム又はこれらに類する施設）で低層（高さ等の取扱いのとおり）のものとしします。</p> <p>なお、西側の道路に面する部分の2階以下で建物総面積の過半を超えない範囲において店舗・事務所を設置することを可とします。</p> <p>（高さ等の取扱い）</p> <p>第二種中高層住居専用地域部分:当該用途地域の高さ等の制限内で階層は3階までとします。</p> <p>第一種低層住居専用地域部分:当該用途地域の高さ等の制限内で階層は2階までとします。</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として100 m²程度） ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用</p> <p>設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
----------	------------------------------	---